

広島新規仮処分、高裁抗告審理由書提出は1月7日まで

2021年12月7日（広島）

広島新規仮処分は、11月4日の広島地裁却下決定を受けて、18日付けで広島高裁に即時抗告が行われたが（抗告人7名）、即時抗告に伴う抗告理由書提出期限は22年1月7日と決まった。12月6日広島高裁から仮処分弁護団に連絡があったもの。

慣例では抗告理由書提出は、即時抗告日から起算して2週間以内だが、理由書起案は2週間以内では困難と判断した仮処分弁護団が、「即時抗告から50日以内に理由書提出」を趣旨とする上申書を広島高裁に提出していた。高裁連絡はこの上申書に対する回答でもある。

なお広島高裁抗告審は、高裁民事第4部（統括判事は横溝邦彦裁判官）に係属することがすでに決まっている。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局：

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<https://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：網野沙羅または哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）